

9月6日 こども家庭庁「第8回 こどもの居場所部会」意見書

認定特定非営利活動法人カタリバ 代表理事 今村久美

1) 学校教育における本質的な役割の1つである居場所

資料5「こども大綱の中間整理案」P22に記載のある内容の通り、学校は重要な居場所であり、それは学校の本質的な役割である。

これは中央教育審議会が令和3年に出した「令和の日本型教育」答申でも示され、文科省も認めるところである。改めて、こどもの居場所づくり指針にも、「学校が安心安全な居場所になる」ことは学校教育の本質的な役割であると、明記する必要がある。

⇒第2章「1. こどもの居場所とは」に、追加することを検討いただきたい。

参考) 令和3年1月26日中央教育審議会「令和の日本型教育」の構築を目指して(答申概要) P4より

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

◆ 全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく

◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割

◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子どもたちの成長を支えていく

◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、**どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく**

◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

<p>(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性を育むことができるよう、学校教育の質を高める ● 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める ● ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めない子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保 	<p>(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない ● 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性 ● 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の関係性を踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる ● 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討 ● これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実
<p>(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現 ● 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担 ● 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備 ● カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現 	<p>(5) 感染症や災害の発生等乗り越えて学びを保障する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続 ● 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備 ● 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する ● 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない ● 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討
<p>(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能 ● GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす(ハイブリッド化)ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上 ● 教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成 	<p>(6) 社会構造の変化の中で、持続的に魅力ある学校教育を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施 ● 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

2) 福祉と教育が循環する居場所の機能

近年、ビジネスセクターにおいて、「心理的安全性の確保」が注目されており、Googleの研究でも、心理的安全性が高い職場で働く人の生産性や学習が高まることが確認されている。これは、こどもでも同じことで、心理的安全性が担保された学校において、こどもの学びの質は高まると考えられるため、「学び」が第一の目的である学校教育でも心理的安全性が担保された学校が居場所となることは重要である。

セーフティネットという福祉の側面が強調される「居場所」であるが、学びを豊かにする面でも不可欠な要素であり、居場所とは福祉か、教育か、と分けられるものではない。これは、こども基本法が定める6つの基本理念のひとつ「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」を守るうえでも重要である。こどもが教育を受ける、学べる権利を守るためには、居場所が必要であり、その意味で「学校がこどもたちの居場所たること」は極めて重要である。

⇒第2章「2. こどもの居場所の特徴とは」に記載することを検討いただきたい。

3) 学校が居場所として機能していない「不登校のこどもたち」について

昨今、積極的不登校という言葉の通り、主体的に学ぶ場を選択し、学校に行かないという選択をするこどもがいる。

これらは、価値観の多様化や社会の変化による現象であるが、選択できるこどもの家庭は比較的的社会経済的地位が高い傾向にあると考えられ、基本的には無料で提供される義務教育ではなく、場合によっては有料の別の学びの機会を選択できる家庭であることが多い。

一方で、家庭の中の悩みや学力不振など、複合的な課題を抱え、学校に行きたくてもいけない、学校に行くことがつらい不登校のこどもは、家や学校が居場所とならないケースが多く、近隣の地域で居場所を持てることを実現することが不可欠である。

上記の通り、学校は重要なこども支援の場としてのリソースであることから、学校にはすべてのこどもの居場所となるための努力を求めたい。それと同時に、地域では

これらのこどもたちの居場所づくりをおこなっていくことが必要である。（学校に新しく「居場所」事業を設置してほしいということよりは、せめて「居場所足りない阻害要因」を見つめ、改善してほしい）

これは、不登校のこどもに限った話ではなく、家や学校が居場所になっていないこども・若者に向けて居場所づくりを進めなければ、最悪生死の問題につながることを考えられる。

⇒第3章「3. ふやす」に記載することを検討いただきたい。

4) 教育振興基本計画や文科省政策への反映

今年6月に閣議決定された第4次教育振興基本計画では、令和の日本型教育答申を踏まえ、「学校が児童生徒等の子供たちの**居場所**・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった」と記述がある。しかし具体施策レベルでは「地域社会において居場所をつくる」「社会教育施設等の活用」とどまり、「学校は子ども達の居場所になるべき」という文言は示されなかった。

本指針の理念実現を考えると、こどもの居場所づくりにおいて学校はとても重要な場である。そのため、次期計画策定（第5次教育振興基本計画）や文科省の各施策において、本指針が十分に踏まえられるよう、第4章の推進体制等の項目で、こども家庭庁と文部科学省の連携野在り方について具体的な記載が必要であると考えられる。

重ねるが、全国には、人口が少なくこどもの居場所の種類も、こどもの支援リソースもとても少ない地方地域がたくさんある。学校が居場所として機能することは、どんな環境に生まれ育つこどもにも、居場所だと思える場所がある状態に近づくためにとても重要なことである。

⇒第4章に記載することを検討いただきたい。

参考)第3次教育振興基本計画(平成30年6月15日)

・P50「目標(2)豊かな心の育成」より

○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことのできる**居場所**づくりを推進する。

・P59「目標(6)家庭・地域の教育力の向上,学校との連携・協働の推進」より

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子供たちが安心して活動できる**居場所**づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

参考)第4次教育振興基本計画(令和5年6月16日)

・P3「(2)第3期計画期間中の成果と課題」より

○一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減したほか、様々な体験活動の停滞をもたらした。また、学校が児童生徒等の子供たちの**居場所**・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。

・P5「(3)社会の現状や変化への対応と今後の展望」より

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の**居場所**やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。

・P57「○不登校児童生徒への支援の推進」より

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による**居場所**づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。

・P64「目標9学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」より

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる**居場所**づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

・P65「目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」より

○社会教育施設の機能強化

・社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図る。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の**居場所**としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置を推進する。